

平成27年度

－公共測量－ 作業規程の準則の改正

第1編 総 則

新旧対照表

第1編 総則

改正案	現行（平成25年3月29日改正）	コメント
<p>第1編 総則</p> <p>（目的及び適用範囲）</p> <p>第1条 この準則は、測量法（昭和24年法律第188号。以下「法」という。）第34条の規定に基づき、公共測量における標準的な作業方法等を定め、その規格を統一するとともに、必要な精度を確保すること等を目的とする。</p> <p>2 この準則は、公共測量に適用する。</p>	<p>第1編 総則</p> <p>（目的及び適用範囲）</p> <p>第1条 この準則は、測量法（昭和24年法律第188号。以下「法」という。）第34条の規定に基づき、公共測量における標準的な作業方法等を定め、その規格を統一するとともに、必要な精度を確保すること等を目的とする。</p> <p>2 この準則は、公共測量に適用する。</p>	
<p>（測定の基準）</p> <p>第2条 公共測量において、位置は、特別の事情がある場合を除き、平面直角座標系（平成14年国土交通省告示第9号）に規定する世界測地系に従う直角座標及び測量法施行令（昭和24年政令第322号）第2条第2項に規定する日本水準原点を基準とする高さ（以下「標高」という。）により表示する。</p>	<p>（測定の基準）</p> <p>第2条 公共測量において、位置は、特別の事情がある場合を除き、平面直角座標系（平成14年国土交通省告示第9号）に規定する世界測地系に従う直角座標及び測量法施行令（昭和24年政令第322号）第2条第2項に規定する日本水準原点を基準とする高さ（以下「標高」という。）により表示する。</p>	
<p>（測量法の遵守等）</p> <p>第3条 測量計画機関（以下「計画機関」という。）及び測量作業機関（以下「作業機関」という。）並びに作業に従事する者（以下「作業員」という。）は、作業の実施に当たり、法を遵守しなければならない。</p> <p>2 この準則において、使用する用語は、法において使用する用語の例によるものとする。</p>	<p>（測量法の遵守等）</p> <p>第3条 測量計画機関（以下「計画機関」という。）及び測量作業機関（以下「作業機関」という。）並びに作業に従事する者（以下「作業員」という。）は、作業の実施に当たり、法を遵守しなければならない。</p> <p>2 この準則において、使用する用語は、法において使用する用語の例によるものとする。</p>	
<p>（関係法令等の遵守等）</p> <p>第4条 計画機関及び作業機関並びに作業員は、作業の実施に当たり、財産権、労働、安全、交通、土地利用規制、環境保全、個人情報の保護等に関する法令を遵守し、かつ、これらに関する社会的慣行を尊重しなければならない。</p>	<p>（関係法令等の遵守等）</p> <p>第4条 計画機関及び作業機関並びに作業員は、作業の実施に当たり、財産権、労働、安全、交通、土地利用規制、環境保全、個人情報の保護等に関する法令を遵守し、かつ、これらに関する社会的慣行を尊重しなければならない。</p>	
<p>（測定の計画）</p> <p>第5条 計画機関は、公共測量を実施しようとするときは、目的、地域、作業量、期間、精度、方法等について適切な計画を策定しなければならない。</p> <p>2 計画機関は、前項の計画の立案に当たり、当該作業地域における基本測量及び公共測量の実施状況について調査し、利用できる測量成果、測量記録及びその他必要な資料（以下「測量成果等」という。）の活用を図ることにより、測定の重複を避けるよう努めなければならない。</p> <p>3 計画機関は、得ようとする測量成果の種類、内容、構造、品質等を示す仕様書（以下「製品仕様書」という。）を定めなければならない。</p> <p>一 製品仕様書は、「地理情報標準プロファイル Japan Profile for Geographic Information Standards (JPGIS)」(以下「JPGIS」という。)に準拠するものとする。</p> <p>二 製品仕様書による品質評価の位置正確度等については、この準則の各作業工程を適用するものとする。ただし、この準則における各作業工程を適用しない場合は、JPGISによる品質評価を標準とするものとする。</p>	<p>（測定の計画）</p> <p>第5条 計画機関は、公共測量を実施しようとするときは、目的、地域、作業量、期間、精度、方法等について適切な計画を策定しなければならない。</p> <p>2 計画機関は、前項の計画の立案に当たり、当該作業地域における基本測量及び公共測量の実施状況について調査し、利用できる測量成果、測量記録及びその他必要な資料（以下「測量成果等」という。）の活用を図ることにより、測定の重複を避けるよう努めなければならない。</p> <p>3 計画機関は、得ようとする測量成果の種類、内容、構造、品質等を示す仕様書（以下「製品仕様書」という。）を定めなければならない。</p> <p>一 製品仕様書は、「地理情報標準プロファイル Japan Profile for Geographic Information Standards (JPGIS)」(以下「JPGIS」という。)に準拠するものとする。</p> <p>二 製品仕様書による品質評価の位置正確度等については、この準則の各作業工程を適用するものとする。ただし、この準則における各作業工程を適用しない場合は、JPGISによる品質評価を標準とするものとする。</p>	
<p>（測量法に基づく手続）</p> <p>第6条 計画機関は、法第39条において読み替えて準用する法第14条第1項、同条第2項（実施の公示）、法第21条（永久標識及び一時標識に関する通知）及び法第26条（測量標の使用）並びに法第30条第1項（測量成果の使用）、法第36条（計画書についての助言）、法第37条（公共測量の表示）及び法第40条第1項（測量成果の提出）等の規定による手続を適切に行わなければならない。</p>	<p>（測量法に基づく手続）</p> <p>第6条 計画機関は、法第39条において読み替えて準用する法第14条第1項、同条第2項（実施の公示）、法第21条（永久標識及び一時標識に関する通知）及び法第26条（測量標の使用）並びに法第30条第1項（測量成果の使用）、法第36条（計画書についての助言）、法第37条（公共測量の表示）及び法第40条第1項（測量成果の提出）等の規定による手続を適切に行わなければならない。</p>	
<p>（測量業者以外の者への発注の禁止）</p> <p>第7条 計画機関は、法第10条の3に規定する測量業者以外の者に、この準則を適用して行う測量を請け負わせてはならない。</p>	<p>（測量業者以外の者への発注の禁止）</p> <p>第7条 計画機関は、法第10条の3に規定する測量業者以外の者に、この準則を適用して行う測量を請け負わせてはならない。</p>	
<p>（基盤地図情報）</p> <p>第8条 この準則において「基盤地図情報」とは、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号。以下「基本法」という。）第2条第3項に基づく基盤地図情報に係る項目及び基盤地図情報が満たすべき基準に関する省令（平成19年国土交通省令第78号。以下「項目及び基準に関する省令」という。）の規定を満た</p>	<p>（基盤地図情報）</p> <p>第8条 この準則において「基盤地図情報」とは、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号。以下「基本法」という。）第2条第3項に基づく基盤地図情報に係る項目及び基盤地図情報が満たすべき基準に関する省令（平成19年国土交通省令第78号。以下「項目及び基準に関する省令」という。）の規定を満た</p>	

<p>す位置情報をいう。</p> <p>2 計画機関は、測量成果である基盤地図情報の整備及び活用に努めるものとする。</p>	<p>す位置情報をいう。</p> <p>2 計画機関は、測量成果である基盤地図情報の整備及び活用に努めるものとする。</p>																																									
<p>(実施体制)</p> <p>第9条 作業機関は、測量作業を円滑かつ確実に実行するため、適切な実施体制を整えなければならない。</p> <p>2 作業機関は、作業計画の立案、工程管理及び精度管理を総括する者として、主任技術者を選任しなければならない。</p> <p>3 前項の主任技術者は、法第49条の規定に従い登録された測量士であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有する者でなければならない。</p> <p>4 作業機関において、技術者として公共測量に従事する者は、法第49条の規定に従い登録された測量士又は測量士補でなければならない。</p>	<p>(実施体制)</p> <p>第9条 作業機関は、測量作業を円滑かつ確実に実行するため、適切な実施体制を整えなければならない。</p> <p>2 作業機関は、作業計画の立案、工程管理及び精度管理を総括する者として、主任技術者を選任しなければならない。</p> <p>3 前項の主任技術者は、法第49条の規定に従い登録された測量士であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有する者でなければならない。</p> <p>4 作業機関において、技術者として公共測量に従事する者は、法第49条の規定に従い登録された測量士又は測量士補でなければならない。</p>																																									
<p>(安全の確保)</p> <p>第10条 作業機関は、特に現地での測量作業において、作業者の安全の確保について適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>(安全の確保)</p> <p>第10条 作業機関は、特に現地での測量作業において、作業者の安全の確保について適切な措置を講じなければならない。</p>																																									
<p>(作業計画)</p> <p>第11条 作業機関は、測量作業着手前に、測量作業の方法、使用する主要な機器、要員、日程等について適切な作業計画を立案し、これを計画機関に提出して、その承認を得なければならない。作業計画を変更しようとするときも同様とするものとする。</p>	<p>(作業計画)</p> <p>第11条 作業機関は、測量作業着手前に、測量作業の方法、使用する主要な機器、要員、日程等について適切な作業計画を立案し、これを計画機関に提出して、その承認を得なければならない。作業計画を変更しようとするときも同様とするものとする。</p>																																									
<p>(工程管理)</p> <p>第12条 作業機関は、前条の作業計画に基づき、適切な工程管理を行わなければならない。</p> <p>2 作業機関は、測量作業の進捗状況を適宜計画機関に報告しなければならない。</p>	<p>(工程管理)</p> <p>第12条 作業機関は、前条の作業計画に基づき、適切な工程管理を行わなければならない。</p> <p>2 作業機関は、測量作業の進捗状況を適宜計画機関に報告しなければならない。</p>																																									
<p>(精度管理)</p> <p>第13条 作業機関は、測量の正確さを確保するため、適切な精度管理を行い、この結果に基づいて品質評価表及び精度管理表を作成し、これを計画機関に提出しなければならない。</p> <p>2 作業機関は、各工程別作業の終了時その他適宜この規定に定める点検を行わなければならない。</p> <p>3 作業機関は、作業の終了後速やかに点検測量を行わなければならない。</p> <p>点検測量率は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="142 1178 566 1524"> <thead> <tr> <th>測 量 種 別</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1・2級基準点測量</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>3・4級基準点測量</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>1～4級水準測量</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>簡易水準測量</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>地形測量及び写真測量</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>線形決定</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>中心線測量</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>縦断測量</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>横断測量</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table>	測 量 種 別	率	1・2級基準点測量	10%	3・4級基準点測量	5%	1～4級水準測量	5%	簡易水準測量	5%	地形測量及び写真測量	2%	線形決定	5%	中心線測量	5%	縦断測量	5%	横断測量	5%	<p>(精度管理)</p> <p>第13条 作業機関は、測量の正確さを確保するため、適切な精度管理を行い、この結果に基づいて品質評価表及び精度管理表を作成し、これを計画機関に提出しなければならない。</p> <p>2 作業機関は、各工程別作業の終了時その他適宜この規定に定める点検を行わなければならない。</p> <p>3 作業機関は、作業の終了後速やかに点検測量を行わなければならない。</p> <p>点検測量率は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1466 1178 1890 1524"> <thead> <tr> <th>測 量 種 別</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1・2級基準点測量</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>3・4級基準点測量</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>1～4級水準測量</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>簡易水準測量</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>地形測量及び写真測量</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>線形決定</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>中心線測量</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>縦断測量</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>横断測量</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table>	測 量 種 別	率	1・2級基準点測量	10%	3・4級基準点測量	5%	1～4級水準測量	5%	簡易水準測量	5%	地形測量及び写真測量	2%	線形決定	5%	中心線測量	5%	縦断測量	5%	横断測量	5%	
測 量 種 別	率																																									
1・2級基準点測量	10%																																									
3・4級基準点測量	5%																																									
1～4級水準測量	5%																																									
簡易水準測量	5%																																									
地形測量及び写真測量	2%																																									
線形決定	5%																																									
中心線測量	5%																																									
縦断測量	5%																																									
横断測量	5%																																									
測 量 種 別	率																																									
1・2級基準点測量	10%																																									
3・4級基準点測量	5%																																									
1～4級水準測量	5%																																									
簡易水準測量	5%																																									
地形測量及び写真測量	2%																																									
線形決定	5%																																									
中心線測量	5%																																									
縦断測量	5%																																									
横断測量	5%																																									
<p>(機器の検定等)</p> <p>第14条 作業機関は、計画機関が指定する機器については、付録1に基づく測定値の正当性を保証する検定を行った機器を使用しなければならない。ただし、1年以内に検定を行った機器（標尺については3年以内）を使用する場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の検定は、測量機器の検定に関する技術及び機器等を有する第三者機関によるものとする。ただし、計画機関が作業機関の機器の検査体制を確認し、妥当と認められた場合には、作業機関は、付録2による国内規格の方式に基づき自ら検査を実施し、その結果を第三者機関による検定に代えることができる。</p> <p>3 作業者は、観測に使用する主要な機器について、作業前及び作業中に適宜点検を行い、必要な調整をしなければならない。</p>	<p>(機器の検定等)</p> <p>第14条 作業機関は、計画機関が指定する機器については、付録1に基づく測定値の正当性を保証する検定を行った機器を使用しなければならない。ただし、1年以内に検定を行った機器（標尺については3年以内）を使用する場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の検定は、測量機器の検定に関する技術及び機器等を有する第三者機関によるものとする。ただし、計画機関が作業機関の機器の検査体制を確認し、妥当と認められた場合には、作業機関は、付録2による国内規格の方式に基づき自ら検査を実施し、その結果を第三者機関による検定に代えることができる。</p> <p>3 作業者は、観測に使用する主要な機器について、作業前及び作業中に適宜点検を行い、必要な調整をしなければならない。</p>																																									

<p>(測量成果の検定)</p> <p>第15条 作業機関は、基盤地図情報に該当する測量成果等の高精度を要する測量成果又は利用度の高い測量成果で計画機関が指定するものについては、付録3に基づく検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けなければならない。</p>	<p>(測量成果の検定)</p> <p>第15条 作業機関は、基盤地図情報に該当する測量成果等の高精度を要する測量成果又は利用度の高い測量成果で計画機関が指定するものについては、付録3に基づく検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けなければならない。</p>	
<p>(測量成果等の提出)</p> <p>第16条 作業機関は、作業が終了したときは、遅滞なく、測量成果等を付録4の様式に基づき整理し、これらを計画機関に提出しなければならない。</p> <p>2 第2編を適用して行う基準点測量(第4編において第2編を適用して行うこととしているものを含む。)において得られる測量成果は、すべて基盤地図情報に該当するものとする。</p> <p>3 第3編及び第4編を適用して行う地形測量及び写真測量及び応用測量において得られる測量成果であつて、基盤地図情報に該当するものは、第3編第10章の規定を適用するものとする。</p> <p>4 測量成果等は、原則としてあらかじめ計画機関が定める様式に従って電磁的記録媒体で提出するものとする。</p> <p>5 計画機関は、第1項の規定により測量成果等の提出を受けたときは、速やかに当該測量成果等の精度、内容等を検査しなければならない。</p> <p>6 測量成果等において位置を表示するときは、世界測地系によることを表示するものとする。</p>	<p>(測量成果等の提出)</p> <p>第16条 作業機関は、作業が終了したときは、遅滞なく、測量成果等を付録4の様式に基づき整理し、これらを計画機関に提出しなければならない。</p> <p>2 第2編を適用して行う基準点測量(第4編において第2編を適用して行うこととしているものを含む。)において得られる測量成果は、すべて基盤地図情報に該当するものとする。</p> <p>3 第3編及び第4編を適用して行う地形測量及び写真測量及び応用測量において得られる測量成果であつて、基盤地図情報に該当するものは、第3編第9章の規定を適用するものとする。</p> <p>4 測量成果等は、原則としてあらかじめ計画機関が定める様式に従って電磁的記録媒体で提出するものとする。</p> <p>5 計画機関は、第1項の規定により測量成果等の提出を受けたときは、速やかに当該測量成果等の精度、内容等を検査しなければならない。</p> <p>6 測量成果等において位置を表示するときは、世界測地系によることを表示するものとする。</p>	<p>章番号の整理</p>
<p>(機器等及び作業方法に関する特例)</p> <p>第17条 計画機関は、必要な精度の確保及び作業能率の維持に支障がないと認められる場合には、この準則に定めのない機器及び作業方法を用いることができる。ただし、第5条第3項に基づき、各編にその詳細を定める製品仕様書に係る事項については、この限りでない。</p> <p>2 計画機関は、この準則に定めのない新しい測量技術を使用する場合には、使用する資料、機器、測量方法等により精度が確保できることを作業機関等からの検証結果等に基づき確認するとともに、確認に当たっては、あらかじめ国土地理院の長の意見を求めるものとする。</p> <p>3 国土地理院が新しい測量技術による測量方法に関するマニュアルを定めた場合は、当該マニュアルを前項の確認のための資料として使用することができる。</p>	<p>(機器等及び作業方法に関する特例)</p> <p>第17条 計画機関は、必要な精度の確保及び作業能率の維持に支障がないと認められる場合には、この準則に定めのない機器及び作業方法を用いることができる。ただし、第5条第3項に基づき、各編にその詳細を定める製品仕様書に係る事項については、この限りでない。</p> <p>2 計画機関は、この準則に定めのない新しい測量技術を使用する場合には、使用する資料、機器、測量方法等により精度が確保できることを作業機関等からの検証結果等に基づき確認するとともに、確認に当たっては、あらかじめ国土地理院の長の意見を求めるものとする。</p> <p>3 国土地理院が新しい測量技術による測量方法に関するマニュアルを定めた場合は、当該マニュアルを前項の確認のための資料として使用することができる。</p>	